

海外経済要録

国際機関

△20か国委員会、国際通貨制度改革の「第1次概要」を公表

20か国委員会は、第28回 IMF総会(9月24~28日)に先だって開催された9月23日の会合において、過去1年間にわたり検討を重ねてきた国際通貨制度改革問題につき、代理会議長団がとりまとめた「第1次概要(First Outline of Reform)」をtake noteし、ワルダナ議長の総務会に対する報告の付属文書として、24日これを公表した。

本概要是、序論のほか次の5章から成り、「20か国委員会が到達している討議段階を反映するもの」(ワルダナ議長)で、「いくつかの重要な問題についてかなりの進展がみられた」(同)が、「他方、なお未解決の重要な問題もまだ残されている」(同)ことを明らかにしている。

I 國際収支の調整

圧力

為替レート・メカニズム

複数通貨介入

規制

かく乱的資本移動

II 交換性

III 第一次準備資産

IV コンソリデーションと通貨準備の管理

V 発展途上国のためにSDRリンクおよび信用供与 ファシリティー

なお、20か国委員会の今後の作業計画については、「国際通貨制度改革に関する諸問題につき1974年9月のIMF年次総会に十分間に合うように1974年7月31日までに解決を図る」(ワルダナ報告)こととし、このため来年1月および春に大臣・総裁会議を開くほか、代理会議の下に四つの作業部会を設けることが決定された。

△GATT閣僚会議、「東京宣言」を採択

GATTは、9月12日から14日までの間東京で閣僚会議を開催し、新国際ラウンドの開始をうたった「東京宣言」(Declaration of Ministers)を採択した。

新国際ラウンドは、71年11月開催の第27回GATT総会において提議され、その後72年3月のGATT理事会

においてそのための準備作業を進める旨の合意がなされていたものであるが、ケネディ・ラウンドが工業品のみを対象に関税引下げを行ったのに対し、①農産物をも関税引下げの対象にする、②非関税障壁撤廃問題をも交渉の対象にする、③発展途上国とくに後発発展途上国の貿易上の利益確保に努める、④多角的セーフ・ガードの妥当性を検討する、など多角的内容を包含していることが特徴となっている。

「東京宣言」の骨子は次のとおり。

- (1) 交渉の目的は、①世界貿易の拡大といっそうの自由化および世界各国の生活水準と福祉の向上を達成すること、②発展途上国が貿易の拡大、輸出の多様化等を達成できるようすること、とする。
- (2) この目的達成のため、①一般的な方式に基づいた関税交渉、②非関税措置の軽減ないし除去、③貿易自由化とその成果の維持を図る多角的セーフ・ガードの妥当性の検討、④特殊性を考慮したうえでの農業問題の検討、⑤特別かつ優先的分野としての熱帯産品の取扱い、などを交渉事項とすべきである。
- (3) 工業品および農産物の関税、非関税障壁および貿易を阻害するその他の措置を交渉の対象とする。
- (4) 最惠国待遇条項を遵守するとともに、全般的な相互主義の原則に基づいて交渉は行われなければならない。ただし、先進国は発展途上国に対しては相互主義を期待しない。また、発展途上国の輸出拡大、経済発展促進のための援助、発展途上国の中心品目の優先的取扱い、発展途上国に対し特別かつ有利な取扱いがなされるよう配慮する。
- (5) 後発発展途上国の特殊な状況および問題に格別の配慮を払う。
- (6) 貿易交渉計画の作成、実施、交渉手続きの確立、交渉の促進などのため貿易交渉委員会を設立する。同委員会は73年11月1日以前に最初の会議を開くものとする。
- (7) 貿易交渉は75年中に完結することを目指す。

米州諸国

△米国、平価変更法修正法成立

ニクソン大統領は9月21日、平価変更法修正法に署名した。本修正法は、2月12日の米ドル10%切下げに伴い同19日に議会に提出されていたものであり、その骨子は、「平価変更法」第2条中の「1ドルが38分の1ファイン・トロイ・オンスの金に等しいドル」という規定(72年3月31日成立、47年4月号「要録」参照)を「1ドル

が 0.828948 S D R に等しく、すなわち金の量ではかれれば 1 ドルが 0.023684 ファイン・トロイ・オンスの金に等しいドル (the dollar of \$ 1 equals [one thirty-eighth of a fine troy ounce of gold.]) 0.828948 Special Drawing Right or, the equivalent in terms of gold, of \$ 1 equals 0.023684 of a fine troy ounce of gold.)」と改めるものである。

なお、本修正法審議の過程において、上院が「民間による金の売買および保有を74年以降認める」との条項を付加、これを下院が「金の民間保有は大統領が適当と認めた段階で自由化する」と修正したため両院協議会に持ち込まれたが、結局下院案のとおり通過成立をみた(9月6日下院で再可決、翌7日上院で可決)。

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備制度の一部を変更
連邦準備制度理事会は9月7日、加盟銀行の大口CD等に対する支払準備率の引上げを発表した。今次措置の趣旨につき同理事会では、「銀行貸出の急増を抑制するため」と説明しており、これにより約450百万ドルの所要準備額増加を見込んでいる。概要次のとおり。

1 口10万ドル以上のCD(譲渡可能定期預金証書)、銀行関連コマーシャル・ペーパーおよびファイナンス・ビル残高の基準残高比増加分の合計額に対する準備率を11%(従来は基本準備率5%と追加準備率3%の8% <the regular 5 per cent plus a supplemental 3 per cent. 6月号「要録」参照>)、今回追加準備率を6%に引上げ)とする。基準残高は5月16日週における対象CD等の平均残高あるいは10百万ドルのいずれか大きいほうとする。ただし、対象CD等の残高が10百万ドル未満の銀行に対しては、従来同様追加準備率は適用しない。本措置は、10月4~10日の準備積立週(計算期間は9月20~27日週)から実施する。

◇米国、大豆等農産物の輸出規制を廃止

米国商務省は9月7日、さる6月27日以降実施されている大豆等農産物の輸出規制(8月号「要録」参照)について、①翌8日以降月末までは引き続き輸出許可制を残すものの、すべての輸出契約に対して許可を与える(実質的輸出規制撤廃)、②10月1日以降は輸出規制を全面的に廃止する、旨発表した。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は9月12日、公定歩合を6.75%から7.25%に引き上げ13日から実施する旨発表した。
本措置の趣旨について Bouey 総裁は、「国内のおう

盛な需資のみならず、米国をはじめとする諸外国の金利高騰によってもたらされた金融市場における短期金利の上昇傾向を考慮したものである」旨説明している。

歐 洲 諸 國

◇歐州投資銀行、初の Eurco 建債を発行

歐州投資銀行は9月20日、新計算単位“Eurco”建による初の債券である欧州投資銀行債の発行に関する契約をシンジケート団(注1)と締結した。

本債券の発行条件等は次のとおり。

- (1) 発行額 30百万Eurco(注2)
- (2) 表面金利 8 3/4%
- (3) 期間 15年(期中抽せん償還あり。ただし78年以降は全流通残高の一括繰上げ償還も可)
- (4) 発行価格 99 1/2
- (5) 応募者利回り 8.44%(満期償還の場合)
- (6) 応募および元利金支払方法 応募にあたっては米ドルにより払い込む(注3)。一方元利金支払にあたっては、欧州投資銀行がその30日前に当該支払通貨を決定(ただし、債権者は支払日の15日以前であれば他の通貨での支払を請求できる)。

(注1) シンジケート団は、英國の大手マーチャント・バンクである N. M. Rothschild & Sons Limited を幹事とし、参加銀行は17行。

(注2) “Eurco”とは European Composite Unit(歐州通貨合成単位)の略で、上述 N. M. Rothschild & Sons Limited 等によって考案された新しい計算単位をさす。1 Eurco の価値は、EC 加盟9ヶ国通貨のそれぞれ特定額の価値を加算することによって得られる。この特定額決定にあたっては、各国のGNP、外貨準備の規模等が勘案された模様。加算方法は次のとおり。

$$\begin{aligned} 1 \text{ Eurco} = & 0.9 \text{ ドイツ・マルク} + 1.2 \text{ フランス・フラン} + 0.075 \\ & \text{英ポンド} + 80 \text{ リラ} + 0.35 \text{ ギルダー} + 4.5 \text{ ベルギー・} \\ & \text{フラン} + 0.2 \text{ デンマーク・クローネ} + 0.005 \text{ アイルランド・} \\ & \text{ポンド(英ポンドと等価)} + 0.5 \text{ ルクセンブルク・} \\ & \text{フラン(ベルギー・フランと等価)} \end{aligned}$$

したがって、上記各國通貨および米ドルによる Eurco の価値は、各國通貨相互間および対米ドル相場によって日々変動することになるが、これについては本 Eurco 債が上場されるルクセンブルクの取引所が日々計算し、発表することになっている。

なお、Eurco を計算単位として使用することによって、その構成通貨相互間の相場変動の影響がかなりの程度相殺されるとこから、個別通貨の相場変動による為替リスクをある程度回避するものと期待されている。考案者の N. M. Rothschild & Sons Limited では、Eurco が単に資本市場だけでなく、他の国際間取引(たとえばトラベラーズ・チェックなど)にも漸次使用されていくものと見込んでいる。

(注3) 実際の応募価格は、債券1単位当たり米ドル建で1,288.71米ドルに設定。

◇ E C、消費者諮問委員会を創設

E C 委員会は9月11日、消費者諮問委員会(Le Comité consultatif des consommateurs)の創設を決定した。本

委員会は、① E C 委員会と定期的な接触がある特定の 6 消費者団体の代表15名、② 消費関係学識経験者10名、から構成される。その任務は、① E C 委員会に対し消費者の利益を反映させる、② 消費者保護および必要な情報提供に関する政策、諸施策につき E C 委員会に意見具申を行う、ことにある。なお本委員会の創設は、拡大 E C 首脳会談(昨年10月パリで開催、47年11月号「要録」参照)における、「E C として消費者保護のための諸施策を強化・協調する」旨の合意を具体化したものである。

◆英蘭銀行、銀行に対し小口預金利の上限設定および個人向け、金融取引向け等の貸出自肅を要請

1. 英蘭銀行は 9 月 11 日、総裁名で各銀行グループおよびその他銀行代表者あてに書簡を送り、以下の 3 点を要請した。

- (1) 個人向け(住宅取得資金を除く)、不動産開発向けおよび金融取引のための貸出を自肅すること。
- (2) 1 口 1 万ポンド未満の小口預金に対しては、金利の上限を 9.5% とすること。
- (3) 「メリーゴー・ラウンド」とよばれる金利裁定取引が生じないよう留意すること。

本要請のうち(1)および(3)は、英蘭銀行による 2 度目の質的指導(qualitative guidance)権限の発動であり(第 1 回目は昨年 8 月 6 日、47 年 9 月号「要録」参照)、その性格はいわば道義的説得(moral suasion)であるが、(2)については「競争と信用調節」(英蘭銀行が新金融調節方式の提案を行った文書、1971 年 5 月発表)第 15 節(注)に明記された措置であり、形式上は要請(I have to ask...)であるが、実質的には強制力を持つものとみられる。

(注) 「…たとえば、貯蓄性預金に関する条件に制限を設けることが必要と認められるかもしれない。…」。

2. 英蘭銀行は本措置のそれぞれにつき、以下の説明を行っている。

- (1) 銀行部門の貸出余力はかなり縮小しているが、経済の健全な拡大の持続のためには、輸出・設備投資等のための資金のアベイラビリティーを確保する必要があり、このため不要不急貸出の抑制が必要であること。
- (2) 住宅資金の円滑な金融のために、個人預金獲得競争を制限する必要が生じたこと。
- (3) 企業が当座貸越を利用して得た資金を CD 等に運用する取引(いわゆる「メリーゴー・ラウンド」取引)は、短期金融市場に不必要的圧迫を加え(注)、有害であること。

(注) こうした取引が起ると、銀行部門は預金・貸出とも増加するため、準備比率の悪化を通じて金融市場のひっ迫要因となる。

◆英国、ポンド価値保証取決めを 6 か月間延長

1. 英国大蔵省は 9 月 6 日、9 月 24 日に期限の到来する旧スターリング圏諸国とのポンド価値保証取決め(注)をさらに 6 か月間以下のとおり延長する旨発表した。

(1) 本保証は、当該国が本期間に現行取決め上の最低ポンド保有比率を保つ場合(1973 年 9 月 24 日における総準備額に同比率を乗じて得られる絶対額のほうが少ない場合は、この額を保有する)に与えられる(したがって、総準備額が増加している国はポンド保有額を増加させる必要なく、また総準備額が減少している国はこれと同じ割合でポンド保有を減少させることができる)こととなる。

(2) 本保証の対象となる残高は、1973 年 9 月 24 日におけるポンド保有額(1974 年 3 月末営業日における残高のほうが少ない場合はこの額)から、対外準備総額の 10 % を減じた残高とする。

(3) 本保証の基準レートは 1 ポンド = 2.4213 ドル(発表日直前の 3 営業日正午における市場レート平均)とし、本期間に市場レートの平均がこれを下回った場合に補償が行われることとする(従来は市場レートが 30 日間連続して 2.3760 ドルを下回った場合とされていた。47 年 12 月号「要録」参照)。補償額は、上記(2)の残高に基準レートを乗じた額と、同残高に平均市場レートを乗じた額との差額とし、支払はポンドで行う。

(注) 1968 年バーゼル協定締結に伴って英國と旧スターリング圏諸国との間で行われた取決め。同諸国が対外準備の一定割合をポンド建資産(英國株式を除く)で運用することを条件に、こうしたポンド残高のうち対外準備総額の 10 % を超える部分に対しドル価値保証を付与。有効期間は 3 年のものと 5 年のものがあり、前者の大半が 1971 年に 2 年間の延長をみていた(43 年 11 月号、46 年 10 月号「要録」参照)。

2. 同省は、「本取決めは国際通貨面で重要な安定要因となっていたものであり、これを延長することはすべての関係国の利益と合致する」としており、延長期間を 6 か月の短期間にとどめたことについては、「国際通貨情勢の不安定さを考慮したもの」との説明を行っている。また、今回ポンド残高の増加分については他の準備資産へのシフトを自由とし価値保証の対象外としたことなどについても、ポンドの準備通貨としての役割を漸次低下させていくとの方針に基づくものとみられる。

なお本措置は、関係 60 か国との交渉が進展していないため、英國政府の一方的声明(unilateral declaration)という形をとった。

◆西ドイツ、1974年度連邦予算案および中期財政計画案を閣議決定

西ドイツ政府は 9 月 5 日、1974 年度連邦予算案および

中期財政計画案(1973~1977年度)を閣議決定したが、その概要等下記のとおり。

(1) 岁出規模は1,344億マルク、本年度実績見込み比+10.5%と74年の名目GDP成長率見通し(10.5%)並み(景気中立一ショミット蔵相発言)。一方、歳入規模は1,321億マルク、本年度実績見込み比+10.0%で、財政赤字は23億マルク(本年度実績見込み27億マルク)となっている。

(2) 岁出内訳をみると、社会保障関係費の支出増加等による労働省予算の大幅増(48億マルク、本年度比+21.2%)、エネルギー資源対策関連支出増等を反映した経済省予算の増額(7億マルク、同33.3%増)などが目だ

西ドイツの1974年度連邦予算案

(単位・億マルク)

		1973年度 (実績見込み)	1974年度	前年度比 伸び率
歳 入	租 税 手数料その他	1,150 39	1,282 39	11.3 0
	計	1,189	1,321	10.0
歳 出	国防省	271	276	1.8
	労働省	226	274	21.2
	運輸省	168	182	8.3
	農林省	55	53	△ 3.6
	厚生省	47	48	2.1
	教育・科学省	34	38	11.8
	都市・住宅省	35	38	8.6
	その他とも計	1,216	1,344	10.5
財政収支じり (借入金および 公債収入)		27	23	△ 14.8

西ドイツの中期財政計画

っている。

◆西ドイツ、第2回連邦債および第3回安定国債を発行

西ドイツ政府は9月4日開催の国債シンジケート団小委員会において、第2回連邦債、第3回安定国債の発行を決定した。

同国債の発行条件等次のとおり。

(1) 第2回連邦債

発行額	500百万マルク
表面金利	10%
期間	7年(期限前償還不可)
発行価格	101.5
応募者利回り	9.75%
売出期間	73年9月7日~11日

(2) 第3回安定国債

発行額	250百万マルク
表面金利	10%
期間	8年(5年経過後緑上げ償還可)
発行価格	市場価格
売出し	市場の情勢に応じて隨時実施(ただし、証券取引所への上場は9月12日から)

なお、同国債はブンデス銀行の公開市場操作を通じる売出し発行の形をとり、その売却代金は全額同時に凍結される。

(3) ブンデス銀行は第3回安定国債売出し後、必要に応じ250百万マルクの安定国債の追加発行を適宜行いうこととなった。発行価格は市場の実勢に応じて随时決定される模様。

◆フランス、公定歩合引上げ等を実施

1. フランス銀行は9月20日、公定歩合を1.5%引き上げるとともに、預金準備率引上げ等の措置を次のとおり決定した。

(1) 公定歩合引上げ(即日実施)

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合 11.0%(9.5%)

証券担保貸付 12.5%(11.0%)

輸出関係手形(中期)

E C諸国向け 11.0%(9.5%)

その他向け 4.5%(据置き)

大蔵省証券買入れ利率

4.0%(据置き)

(2) 預金準備率の引上げ等(10月)

(注) 「前回」は、1973年2月発表(1972~76年度)。

		1973 年度	前年度 比伸び 率	1974 年度	前年度 比伸び 率	1975 年度	前年度 比伸び 率	1976 年度	前年度 比伸び 率	1977 年度	前年度 比伸び 率
歳 出	今回	1,216	—	1,344	(10.5)	1,458	(8.5)	1,582	(8.5)	1,717	(8.5)
	前回	1,203	(9.7)	1,306	(8.5)	1,417	(8.5)	1,538	(8.5)	—	
歳 入	今回	1,189		1,321		1,389		1,501		1,620	
	前回	1,163		1,261		1,362		1,473		—	
財赤 政字	今回	27		23		69		81		97	
	前回	40		45		55		65		—	

21日から実施

イ. 対居住者要求払い債務に対する準備率を2%引き上げ(その他の準備率については変更なし)。

新預金準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

要求払い債務

居住者に対する債務	14% (12%)
-----------	-----------

非居住者に対する債務	14% (据置き)
------------	-----------

定期性預金等その他の短期債務

居住者に対する債務	5% (据置き)
-----------	----------

非居住者に対する債務	6% (据置き)
------------	----------

(注) 対非居住者債務増加額に対する準備率(100%)も据置き。

ロ. 貸出増加額に対する準備率について、貸出増加額算定上の基準日を1972年6月30日から1973年1月4日に改める(準備率は据置き)。

(3) 第4四半期中における貸出準備率高率適用制度の基礎となる対象貸出残高基準増加率を次のとおりとする。

1973年10月末前年同月比	14.0%
----------------	-------

11月末	〃	13.5%
------	---	-------

12月末	〃	13.0%
------	---	-------

(注) 基準増加率を超えた金融機関に対する追加準備率の適用方式は従来どおり。

2. 今回の公定歩合引上げは、フランス銀行のインフレ抑制に対する強い姿勢を示すとともに、オランダ・ギルダー切上げにより強まったフランス・フラン売りに対処するために採られたものである。同時に国内金融市场金利がフラン売りに伴う流動性ひっ迫に加え、納税期といった季節的要因もあって急騰し、公定歩合を大きく上回る(9月19日のコール・レート<民間手形翌日もの>は10.75%)に至ったため、金利体系のゆがみを是正する必要も生じていたことはいなめない。

一方、準備預金制度面での今次措置(貸出増加額に対する準備率の増加額算定上の基準日変更および預金準備率の引上げ)は、預金金利が低水準に据え置かれているのに対し、市場金利が大幅に上昇しているため、預金銀行と事業銀行等との間に資金調達コスト面でアンバランスが生じていることを是正するためのもので、前回5月の調整措置(6月号「要録」参照)と同趣旨のものとみられる。

今次措置により預金に対する所要準備額は35~40億フラン増加する反面、貸出に対する所要準備額は120億フラン程度減少するものと見込まれ、一時的には全体として所要準備額が減少する形となるが、一方では貸出準備率高率適用制度の基礎となる対象貸出残高基準増加率の引下げ(9月末前年比+14%→12月+13%)が決定され、

貸出増加に一応歯止めがかけられていることでもあり、フランス銀行の金融引締め基調堅持の方針は不变とみられている。

3. なお、フランス銀行は9月21日、フランス・フラン投機に対する圧力をさらに弱めるため、大手市中銀行に対し、非居住者へのフラン貸付を自粛するようにとの要請を行った(その後月末に至り同要請を撤回)。

◆フランス、市中貸出金利を引上げ

商工銀行(Crédit Industriel et Commercial)は9月27日、短期貸出基準金利を1.2%引き上げ(9.2→10.4%、商業手形割引歩合9.6→10.8%)即日実施、他の市中銀行もただちにこれに追随した。

今回の引上げは、最近における金融市场金利の上昇に伴う資金調達コストの増大を背景としたものと説明されている。

◆フランス、1974年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月19日、1974年度予算案を閣議決定した。

本予算案の概要は次のとおり。

(1) 確定収支(一般会計、特別会計の合計)の歳出総額は2,249億フラン(73年度予算比+12.2%)、また歳入総額は2,260億フラン(同+12.0%)、収支じりは11億フランの黒字(73年度予算は14億フランの黒字)。一方、暫定収支(融資予算)は73年度並みの赤字(10億フラン)で、総合収支じりは1億フランの黒字(73年度予算は4億フランの黒字)が計上され、70年以降5年連続の黒字予算となった。

(2) 歳出面では公務員の増員(37千人)および給与引上げ等による経費増(73年度予算比+14.4%)、公債利子負担増(同+15.8%)に加え、老齢年金、身障者給付金の引上げ(73年度はいずれも1日当り13.10フラン、これを20%程度増額する予定)、家族手当の増額、雇用促進策の強化等社会保障充実の必要もあって、経常支出はかなり増大(同+13.0%、前年同+11.5%)した。一方、資本支出も社会基盤整備(通信施設73年度予算比+34.5%、道路建設同+24.0%)を中心に前年を上回る伸び(73年度予算比+10.9%、前年同+8.9%)となった。この間、軍事費は前年度並みの伸び(同+11.0%、前年同+10.9%)にとどまった。

(3) 歳入面では、個人所得税負担軽減のため、同一税率に対する課税対象所得を6.5%引き上げ(減収見込み21億フラン)たほか、税負担の公正化を目的とした税体系の手直しが行われ、給与所得とその他所得の税負担

の漸進的均衡化に加え、低所得者層に対する減税(免税点の引上げ、8.3→10千フラン、減収見込み2.5億フラン、税率5%のランク新設<従来は免税点を超えると10%の税率が課された>、減収見込み2.2億フラン)、老齢者および身障者の基礎控除額の引上げ(0.5→2千フラン)等が実施された。一方、増税措置は酒税の引上げ(増収見込み4.7億フラン)のほか、税負担の公正化を目的として1968年以来不変であった印紙税率の引上げ(増収見込み2.5億フラン)、企業が2年以上保有した資産に係るキャピタル・ゲインに対する税率引上げ(10→15%、増収見込み3.8億フラン)、さらに税法上の特典を有していたビネー国債(注)の繰上げ償還と新たな国債への乗換えが決定され(増収見込み3.8億フラン)、税負担の公正化を目的とした減税は同趣旨に基づく増税で相殺される形となっている。もっとも、税

収総額は経済規模の拡大等を映し前年度比12.0%増の見込み。

(注) 外貨準備枯渀、資本流出の抑制、民間退職金の吸上げを目的に1952年、1958年に発行、金利3.5%、満期2012年。国債の償還価格をパリ金市場のナポレオン金貨相場にスライドさせる金約款が付されているほか、有価証券にかかるあらゆる税金、相続税、贈与税免除といった税法上の特典を有している。今次指値は、本国債を税法上の特典のない金価値保証付き国債(金利4%程度)に借り換えるとするもので、借換え総額は120~130億フランとなる見込み。

(4) なお、景気動向に弾力的に対処すべく、景気調整基金へ16億フラン(本年度23億フラン)が計上された(住宅・国土整備省関係5億フラン、産業・技術開発省関係2.8億フラン等)。

2. 上記予算編成の前提となつた来年度の経済見通しは次のとおり(単位・前年比・%)。

		1972年 実績	1973年 見通し	1974年 改訂 見通し	1974年 当初 見通し
国内総生産		5.6	5.8	6.6	5.5
個人消費		5.6	5.6	5.8	5.6
民間粗固定資本形成		6.5	6.2	8.0	7.0
輸 出		12.2	11.2	13.6	12.0
輸 入		12.8	11.2	16.9	12.5
消費者物価上昇率		5.9	5.3	7.2	6.7

◇イタリア、公定歩合を引上げ

1. イタリア銀行は9月15日、公定歩合を次のとおり引き上げ、17日から実施することを決定した(カッコ内は旧レート)。

割 引

商業手形 6.5%または9.5%(4.0%または5.5%)

食糧儲蓄機関手形 3.5%(3.5%)

貸 付

通常貸付 6.5%(3.5%)

債券担保特別短期貸付

6.5~9.5%(5.5~8.5%)

(注) 商業手形割引および債券担保特別短期貸付の高率金利の適用方法は従来どおりで変わらず。前者については、当該再割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)の商業手形再割引額の平均残高が、支払準備積立所要額の5%を超える銀行に対して適用。後者については、同一取引先に対する6か月以内の貸付ひん度に応じ、第1回目には基準レート(6.5%)を適用、第2回目以降には1.0%刻みの累進的罰則金利(最高3.0%)を加算。

2. 今次引上げは、国内景気回復に伴う需資增高および欧州各国の高金利を映して市中短期金利が上昇傾向にあったのに加え、大蔵省証券の高利発行(期間6ヶ月、金利9%、総額8,000億リラ)が決定されたため、こうした金利体系のゆがみを是正することを直接のねらいとした

		1973年度 予算案	1974年度 予算案	前年度比 増減(△) 率(%)	
		予 算 案	予 算 案	73/72	74/73
一般 確 会 計	歳 出	195,959	220,196	11.1	12.4
	うち 経常支出	137,729	155,686	11.5	13.0
	資本 △	23,708	26,197	8.9	10.5
	軍事 △	34,522	38,313	10.9	11.0
	歳 入	197,286	221,253	10.0	12.1
定 別 収 会 計	収 支 じ り	1,327	1,057		
	歳 出	4,484	4,672	6.5	4.2
	うち 経常支出	877	789	△ 11.7	△ 10.0
	資本 △	3,537	3,813	12.3	7.8
	軍事 △	70	70	0	0
支 合 計	歳 入	4,566	4,743	6.4	3.9
	収 支 じ り	82	71		
	歳 出	200,443	224,868	11.0	12.2
	歳 入	201,852	225,996	9.9	12.0
	収 支 じ り	1,409	1,128		
暫定 収支	歳 出	3,668	3,839	△ 33.8	4.7
	うち 経済社会開発基金	2,370	2,045	△ 22.5	△ 13.7
	歳 入	2,662	2,841	8.7	6.7
	収 支 じ り	△ 1,006	△ 998		
	歳 出	204,111	228,707	9.7	12.1
総合	歳 入	204,514	228,837	9.9	11.9
	収 支 じ り	403	130		

ものである。同時に、頃来のインフレ高進に金融面から対処したという側面もある。なお、イタリア銀行はこれまでインフレ抑制のため短期金融の引締めを通じて投機的活動を抑制するとの態度(8月号「要録」参照)をとつてきたが、今次公定歩合引上げ後も設備投資等に必要な長期安定資金の円滑な供給には引き続き配慮する意向を表明している。

◇オランダ、ギルダーを切上げ

1. オランダ大蔵省は9月15日、ギルダー平価をSDRおよび金に対して5%切り上げ、17日以降実施する旨発表した。この結果、オランダ・ギルダーの新平価は1ギルダー=0.298056 SDR(従来 0.283863 SDR)=純金0.264874グラム(同0.252261グラム)となった。
2. オランダ銀行は9月17日、上記措置に基づき、ギルダーの共同フロート諸通貨に対する新セントラル・レートおよび介入点を以下のとおり発表した。

オランダの主要経済指標

	1970年	1971年	1972年			1973年			
			第3四半期	第4四半期	第1四半期	4月	5月	6月	7月
鉱工業生産*	100 (1970年=100)	107 (+ 10.0)	115 (+ 7.5)	115 (+ 7.5)	120 (+ 11.1)	122 (+ 8.9)	121 (+ 6.1)	121 (+ 6.1)	
失業者数*	46 (千人)	62 (- 13.2)	108 (+ 34.8)	122 (+ 74.2)	109 (+ 87.7)	101 (+ 6.3)	119 (+ 6.3)	121 (+ 3.4)	124 (+ 1.6)
貿易金	100 (1970年=100)	112 (+ 12.0)	126 (+ 12.5)	128 (+ 12.3)	129 (+ 11.2)	135 (+ 10.7)	136 (+ 9.7)	136 (+ 9.7)	
卸売物価	100 (1970年=100)	104 (+ 4.2)	108 (+ 4.0)	108 (+ 3.8)	109 (+ 4.9)	113 (+ 6.6)			
消費者物価	100.0 (1970年=100)	107.6 (+ 4.4)	116.0 (+ 7.6)	116.3 (+ 7.8)	119.3 (+ 7.4)	121.3 (+ 8.1)	124.4 (+ 8.0)	125.0 (+ 8.2)	125.3 (+ 8.2)
マネー・サプライ	25.92 (十億ギルダー)	29.85 (+ 11.8)	35.11 (+ 15.0)	36.10 (+ 17.6)	35.11 (+ 20.6)	37.46 (+ 17.6)	38.78 (+ 15.4)		
銀行貸出	18.52 (十億ギルダー)	21.35 (+ 14.5)	24.90 (+ 15.3)	23.86 (+ 16.6)	24.90 (+ 16.8)	26.59 (+ 21.5)	27.19 (+ 21.3)		
輸出(f.o.b)*	981 (百万ドル)	1,168 (+ 18.2)	1,366 (+ 19.1)	1,340 (+ 17.0)	1,426 (+ 13.0)	1,843 (+ 14.4)	1,721 (+ 25.8)		
輸入(c.i.f)*	1,116 (百万ドル)	1,266 (+ 21.8)	1,427 (+ 13.4)	1,403 (+ 12.7)	1,546 (+ 8.8)	1,783 (+ 14.5)	1,855 (+ 23.7)		
貿易収支	△ 135	△ 98	△ 61	△ 63	△ 121	61	△ 134		
金・外貨準備高	3,234 (百万ドル)	3,796	4,785	4,906	4,785	6,086	6,012	5,893	5,875
									5,548

(注) 1. *は季節調整済み計数。

2. 輸出入、貿易収支は月平均。

3. カッコ内は前年同期比増減率(%)。

資料: OECD, Main Economic Indicators 等。

	新中心レート 新介入レート (floor) (ceiling)		
	ギルダー	ギルダー	ギルダー
100フランス・ Francにつき	60.4061	59.0625	61.78
100ベルギー・ Franc ハ	6.89531	6.7925	6.9995
100ドイツ・マルク ハ	104.202	101.8850	106.57
100デンマーク・クローネ ハ	44.2719	43.2875	45.28
100ノルウェー・クローネ ハ	46.5013	45.4675	47.56
100スウェーデン・クローネ ハ	60.9909	59.635	62.38
3. 同国大蔵省では今次切上げの背景につき、同国経常収支の黒字額が、1973年央までの過去1年間に50億ギルダー以上に達し、長期的にみて望ましい水準を大きく上回ったことを挙げるとともに、「本切上げはインフレ・スパイラルを断ち切り、あわせて雇用の促進を図るための総合措置(9月18日発表、次項参照)の一環である」旨の説明を行っている。ちなみに、9月初め以降同国への短資流入増大もあり、ギルダー相場は共同フロートの蛇の上限に達し、オランダ銀行はしばしば市場介入を余儀			

なくされていた。

◇オランダ政府、1974年度予算案を議会に提出

オランダ政府は9月18日、1974年度(暦年と同じ)予算案を議会に提出した。本予算案によれば、歳出は51,068百万ギルダー(本年度実績見込み比+10.5%)とかなり大規模であるが、歳入(49,026百万ギルダー、同+22.5%)がこれを上回って増加するため、収支じりは2,042百万ギルダーの赤字(同3,115百万ギルダー)と赤字幅を縮小する見通しとなっている。

また本予算案のねらいは、所得・富のより公正な分配と雇用機会の増大、インフレーションの抑制にあるとされており、このため以下の措置がとられている。

- (1) 新車購入に際しての預託金制度の導入(廃車の際に返還される)
- (2) ガソリン税、ジーゼル油税の引上げ
- (3) 不動産税および相続税の引上げ、キャピタル・ゲインに対する課税の創設
- (4) 所得税基礎控除額の5%引上げおよび所得税税率体系の修正(低所得者層に有利に修正を行う)
- (5) 付加価値税率の据置き
- (6) 社会福祉関係支出の大額増加(前年比+40.1%)
- (7) ギルダー切上げに伴う農民所得減少補てんを、輸入農産物に対する special border tax から直接所得償方式に切換え
- (8) 過密地域での投資に対する25%の選択課税

なお、9月15日発表のギルダーの5%切上げも、こうしたインフレ抑制総合措置の一環とされているが、大蔵省は切上げ効果を確保するため、9月17日、法令により輸入品価格を同日以降2.5%、10月15日以降5%引き下げるなどを義務づけた。

◇ベルギー、短資流入抑制策を強化

1. ベルギー大蔵省、ベルギー・ルクセンブルク為替局は、このほどオランダ・ギルダー切上げに伴うベルギー・フランへの切上げ圧力を回避するため、概要以下のとおりの短資流入抑制策を実施する旨発表した。

- (1) 非居住者預金に対するネガティブ・インタレストの復活(9月24日から実施)

今春来適用されていた非居住者預金に対するネガティブ・インタレスト(週率0.25%)は9月上旬、8月1日に遡及して停止となつたが、9月24日以降これを復活し7~8月の平残を上回る預金額に対し毎週徴収する(週率0.25%)こととした。

- (2) 為銀に対する対外ポジション規制の強化(9月18日

から実施)

外国為替公認銀行は対外ポジション残高(公定市場で売買の対象となる直物外貨のネット・ポジションおよび非居住者自由フラン勘定の残高の合計額)を現規制額(注)の5割、または7月1日~8月20日の平均残高の125%のいずれか大きい額の範囲内に抑える。

(注) 1972年7月18日、25日、8月1日、8日の4日間の平均残高。

2. オランダ・ギルダー切上げ決定後ベルギー・フラン買いが強まつた(注)が、今次措置はこうした買い圧力に對処するために採られたものである。その後本措置の効果に加え、共同フロート参加諸国が一様に平価を堅持する姿勢を示したこともあるとあって、ベルギー・フランに対する投機は後退した。

(注) ベネルックス3国は、71年8月以降各國相互通貨間の変動幅をE C共同フロート通貨の変動幅(±2.25%)より狭い±1.5%の範囲に抑えているため、オランダ・ギルダー切上げによりベルギー・フランの追随切上げの恩感が合意したものである。

◇スイス、貸出増加額規制に伴う罰則を適用

スイス国民銀行は9月上旬、7月31日に期限が到来(注1)した貸出増加額規制(47年8月号、48年1月号「要録」参照)上の貸出増加率限度を上回った銀行、貯蓄銀行等金融機関に対し、7月31日現在の貸出超過額相当分を同行に預入するよう求めた。ただし、抵当信用および地方公共団体向け貸付の割合が総資産の50%以上を占める金融機関については、既応貸出の圧縮が容易でない事情を勘案して、73年末時点での超過額の50%を預入させる扱いとした。この結果、預入所要額は906百万フランとなった。これら預入分は今後、その後の貸出超過状況(金額、期間)を勘案し、これに見合った期間(ただし最短3ヶ月間)だけ、凍結されることとなっている。

(注1) 本年7月、さらに1年間延長を決定(8月号「要録」参照)。

なお、スイス国民銀行は、金融市場への過度の圧迫等を回避するため、預入を段階的に求めることとし、すでに6月に4月30日現在の貸出超過額(約1,500億フラン)の3分の1に相当する額を経過的に預入させていた。しかし、7月31日現在の貸出超過額は結果的には4月末時点に比べ大幅に減少したため、6月に預入された分(注2)は9月末には凍結をほぼ解除されることとなつた。

(注2) 預入額の推移(単位・百万スイス・フラン)

1973年6月7日	—
15日	0.1
22日	401.7
29日	405.4
7月6日	408.6
13日	423.6
最近時(9月14日)	498.8

資料:スイス国民銀行週報。

◇スペイン、価格凍結等のインフレ対策を決定

1. スペイン政府は9月14日、広範囲な価格、サービス料金の凍結措置を主体とする一連のインフレ対策を早急に実施する旨決定した。内容は以下のとおり。

(1) 日常生活に関連の深い財・サービスを中心として価格およびサービス料金を当面12月31日まで凍結する(注)。

(注) 凍結の対象となる財・サービスは次のとおり。

(1) 食品料品(パン、肉、砂糖、飲料水、ミルク、たばこ等)

(2) その他消費財等(自動車、オートバイ、ラジオ、テレビジョン、ガソリンなど燃料等)

(3) サービス関係(ガス・電気代、映画・劇場・スポーツ興業・闘牛等入場料、医療費、ホテル・レストラン料金、新聞代等)

またその他一連の商品についても価格上昇を最小限にとどめることとする。

当措置との関連で物価監視当局の人員を強化する。

(2) 野菜・果実の輸入を促進し、一部工業製品に対する輸入割当枠を拡大する。

2. 今回の措置につき、Fernando Linan 情報相は、「現在の経済成長率を維持する一方、生計費の上昇をできるかぎり抑制するためにとられたものである」と語った。ちなみに生計費指数は、年初来8か月すでに+9.2%となり、年末には12%以上に達するものと見込まれている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、長期経済開発計画を発表

韓国政府はさる8月、1981年を目標年とする長期経済開発計画を発表した。同計画は72年11月に、同政府が提示した「80年代に輸出100億ドル、1人当たり国民所得1,000ドル」の目標実現のために策定されたものであり、同計画設定に伴い現在進行中の第3次5か年計画(72~76年)についても上方改定が行われた。

上記長期計画では、目標達成のための基本戦略として重化学工業化の推進による高度成長(年率10.3%<実質>)と輸出の大幅増進を掲げておあり、また、これに必要な投資資金を420億ドル(73~81年)と見込んで、320億ドルを内資に、100億ドルを外資(借款84億ドル、直接投資16億ドル)に依存することとしている。

もっとも、上記多額の内資調達の前提となっている国内貯蓄率の大幅引上げ(72年14.6%→81年27.1%)や100億ドルにのぼる外資導入が可能かどうか疑問視する向きもある。

韓国の長期経済開発計画の主要指標

項目	単位	1972年 実績	1976年 総計	1981年 目標	73~81 年平均 成長率
名目 GNP(A)	億ドル	98	168	361	15.4%
人口(B)	千人	32,359	34,345	36,709	1.4
1人当たりGNP(A/B)	ドル	302	488	983	14.0
輸出	百万ドル	1,645	4,407	10,970	23.5

◇韓国、1973年上期の国際収支を発表

韓国銀行は、このほど73年上期中の為替決済ベースによる国際収支を発表した。その概要次のとおり。

(1) 貿易収支……輸出が先進諸国の中好況持続と、本年2月の通貨調整による国際競争力の向上を背景に、電子製品(前年同期比204.3%増)、鉄鋼(同104.4%増)、合板(同84.2%増)等を中心として前年同期比91.0%増と大幅な伸びをみせた半面、輸入も輸出の著増や国内投資の活発化に伴う工業原材料の需要増のほか、同輸入価格の暴騰や輸入原材料の品不足を見越した備蓄買いも手伝って前年同期比78.3%増と急増を示したため、収支じりはほぼ前年同期並みの赤字(91.4百万ドル、前年同期96.8百万ドル)となった。

(2) 貿易外収支……支払面で借款利子の支払が増加したものの、受取り面で観光収入が著増をみたところから、収支じりは215.9百万ドルの黒字と前年同期(同93.2百万ドル)を大幅に上回る黒字を記録した。

(3) 外貨準備高増減……以上のほか資本収支も小幅黒字(32.2百万ドル、前年同期33.9百万ドル)を持続、この結果、外貨準備高は156.7百万ドル増(前年同期同30.3百万ドル)と大幅な増加を示した。

韓国の国際収支(為替決済ベース)

(単位・百万ドル、カッコ内は前年同期比増減(△)率・%)

	1971年上期	1972年上期	1973年上期
貿易 収支	△ 215.7	△ 96.8	△ 91.4
輸出	473.4 (30.6)	604.5 (35.3)	1,223.1 (91.0)
輸入	689.1 (30.1)	737.3 (7.0)	1,314.5 (78.3)
貿易外収支	123.2	93.2	215.9
受取	254.8 (8.7)	259.7 (1.9)	427.4 (46.4)
支払	131.6 (22.5)	166.5 (26.5)	211.5 (27.0)
資本 収支	56.9	33.9	32.2
外貨準備増減	△ 35.6	30.3	156.7
期末外貨準備高	547.9	564.8	850.6

資料：韓国銀行「週刊内外経済」73年7月30日号。

◇香港、預金・貸出金利を引上げ

1. 香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、通知預金および定期預金の協定金利を0.75~1.0%方引き上げることとし、9月10日から実施した。

今回の措置は、最近の海外金利高、とくにユーロおよびアジア・ダラー金利の高騰に対処してとられたもので、年初来5回目の引上げ。なお、金利変更がひんぱんなおりから顧客への便宜をはかるため、1か月もの定期を新設している。新預資金利は次のとおり(単位:%、カッコ内は旧金利)。

通知預金	7.25	(6.5)
定期預金		
1か月もの	7.75	(—)
3か月々	8.0	(7.0)
6か月々	8.0	(7.0)
1年々	8.0	(7.0)

(注) 普通預金は9月1日から0.5%引き上げられ4.0%となったが、今回は据置き。

2. 一方、これに伴って主要英系2行(香港上海、チャータード)では貸出プライム・レートを9月10日から0.75%引き上げて9.75%とし、本邦為銀各支店等もこれに追随した。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、5月19日の切下げ(6月号「要録」参照)に続き9月6日、為替レートを1米ドル当り10ピアストル方切り下げ(切下げ率、2.0~2.5%)、次のとおりとした。

	新レート ピアストル	旧レート ピアストル
貿易・貿易外	510	500
米国援助物資輸入	410	400

◇タイ、公定歩合を引上げ

タイ中央銀行は8月9日、公定歩合(国債担保貸出金利)を従来の8%から10%に引き上げた。

今回措置の背景としては、①食料品価格や輸入価格の上昇を主因に、本年初来インフレ傾向が一段と強まっていること(消費者物価の対前年同期比上昇率、72年7~12月+4.4%、73年5月+10.5%)、②海外金利の上昇により資本流出が懸念されること、などの事情が指摘されている。

◇パキスタン、綿花輸出を禁止

パキスタン政府は8月27日、綿花の輸出を全面的に禁

止した。

本措置の背景としては、①国際市況の高騰を映した綿花・同製品の輸出急増が、国内物価の上昇を拍車していること、②8月中旬の水害発生により大幅減産見込み(注)となり、このまま放置すれば原材料不足から国内綿工業の操業度維持が困難視されるに至ったこと、などが指摘されている。

なお、本措置は明年収穫期(9~10月)まで継続するものとみられている。

(注) 政府発表では、本年度収穫量は前年度実績(4.1百万ペール)比約3割の減少となる見込み。

◇イラン、公定歩合の引上げを実施

1. イラン中央銀行は8月29日、公定歩合の引上げ等を実施した。本措置の概要、次のとおり。

(1) 公定歩合を7.5%から8.0%に引き上げる。

(2) 市中銀行の預資金利を以下のとおり改訂する(単位・%

%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	7.0	(5.5)
定期預金		
3か月末満のもの	7.0	(5.5)
3か月以上6か月末満々	7.5	(6.0)
6か月以上1年末満々	8.0	(6.5)
1年以上々	9.0	(7.5)

2. 今回措置の背景としては、①石油収入の増大(71年19億ドル→72年26億ドル)をてこととする開発計画の推進から経済活動が活発化、このところ民間部門に対する銀行貸出が急増しており、これが先行きインフレ圧力となることが懸念されていたこと、②財政面でも、軍事費の著増を主因に、収支赤字が大幅拡大をみていること(72/73年度7.4億ドル→73/74年度16.0億ドル)、③かかる状況のもとで、IMFから、インフレ高進を未然に防止するため金利水準の引上げによる銀行貸出の抑制強化が必要である旨勧告を受けていたこと、などが指摘されている。

◇豪州、平価切上げを実施

豪州政府は9月9日、平価切上げを実施した。概要次のとおり。

1. 措置の内容

豪ドルを1豪ドル=fine gold 1.09578グラム(切上げ前、1.04360グラム)、米ドル表示では1.4875米ドル(同、1.4167米ドル)に切り上げる。切上げ率5.0%。

2. 背景

同国では、①輸入物価の上昇、②輸出好伸、豪ドル割

安観に伴う外資再流入等を映じた国内流動性の急増、⑧羊毛、食肉等輸出価格上昇のはね返り、などを主因に、今春来国内物価が一段と騰勢を強めてきた。こうした状況に対し、政府、準備銀行は、支払準備率引上げ、輸入関税の大幅引下げ(9月号「要録」参照)等のインフレ抑制策をあいついで実施しており、さらに為替面からこれに追打ちをかけるため今回切上げに踏み切ったもの。

◇豪州、当座貸越金利等を引上げ

豪州準備銀行は9月14日、インフレ対策の一環として市中銀行の預・貸金利を下記のとおり引き上げ、17日から実施する旨発表した。

(1) 商業銀行の当座貸越最高金利(注)を9.5%(従来7.75%)に引き上げる。

(2) 定期預金金利を最高8.0%(同6.5%)とする。

(注) 同国の商業銀行貸出は主に当座貸越のかたちをとっており、公定歩合のない同国においては同最高金利の変更が公定歩合操作に相当するものとされている。

◇ニュージーランド、対米ドル・レートを切上げ

1. ニュージーランド政府は9月9日、ニュージーランド・ドルの対米ドル・レートを約10%切り上げる(注)(ただし、平価は変更せず)旨発表、即日実施した。

2. 同国は、インフレ高進に対処して、ニュージーランド・ドルの小幅切上げ(7月、約3%)を実施するとともに、支払準備率制度の導入(7月)、賃金・物価凍結(7月)などの国内措置を打ち出してきた。

今回の対米ドル・レート切上げは、経済関係の密接な豪州の平価切上げと歩調を合わせるとともに、いっそインフレ抑制に注力する見地から実施されたものである。

(注) 同国は本年7月9日以降、ニュージーランド・ドルが同2月15日現在における対主要貿易相手國通貨レート(平均)をほぼ維持するよう対米ドル・レートを変動させていた。今次切上げは、このようにして定められた9月7日の対米ドル・レートに対して行ったもの。

◇ニュージーランド、物価凍結等を実施

1. ニュージーランド政府は8月10日、賃金抑制および物価凍結措置を発表、翌11日から実施した。本措置の概要次のとおり。

(1) 本年8月11日以降明年6月30までの賃金引上げ率は8.5%を上限とする(ただし週当たり引上げ額は5.8ニュージーランド・ドル以内とする)。なお、本年7~12月の消費者物価平均上昇率(前期比)が4%を超える場合には、4%超分を明年2月11日以降賃金引上げに上乗せすることができる。

(2) すべての国内販売価格および料金を30日間凍結する(8月9日の水準)。

2. 同国では72年3月以降実施してきた賃金、物価、企業配当の規制が本年3月末で期限切れとなつたが、所得政策に批判的な労働党政権は、賃金等の規制措置の継続実施を見送ってきた。しかし、その後インフレが一段と深刻化してきたことから、5月に食料品、衣料品等一部生活必需物資の価格凍結を実施したのに続き、ついに本措置実施に踏み切ったものである。

共産圏諸国

◇ソ連、米国市銀との間で化学肥料プロジェクトに関する協定に調印

ソ連はさきに米国のオクシデンタル石油会社との間で化学肥料工場建設プロジェクトに関する取決め(7月号「要録」参照)を締結したが、このほど米国市銀との間で同プロジェクトに関する借款協定に調印した。同借款の概要は次のとおりといわれる。

(1) 上記化学肥料工場建設に要する外貨資金(400百万ドル)のうち、米輸銀融資(180百万ドル)およびソ連の手元資金(40百万ドル)を除く残額180百万ドルについて、米国市銀協融團(9行、幹事はバンク・オブ・アメリカ)が信用を供与する。

(2) 米国市銀の融資条件

期間 10年分割返済(据置き期間2~3年を含む)

金利 プライム・レートに1%上乗せ(スライド方式)

コミットメント・チャージ 0.75%前後

◇ソ連、米企業と貿易センター建設に関する協定に調印

ソ連は9月18日、米国オクシデンタル石油のハマー会長との間で、モスクワに国際貿易センターを建設する協定に調印した。

同センターは西側による対ソ貿易の拠点になるものと期待されているが、その建設計画の骨子は次のとおりと伝えられる。

(1) 同センターは米国企業をはじめ日本商社など、西側の企業約400を収容、ほかにホテル(600室)も併設。

(2) 総工費は110百万ドル。チェース・マンハッタン銀行を中心とする銀行借款團がソ連側に所要資金を融資し、設計、施工はオクシデンタル社とベクテル社(米国の大手建設会社)が担当、完成は77年の予定。

なお、米国企業でモスクワ事務所設置を認められたものはオクシデンタル社、チェース・マンハッタン銀行など計10社。

◇ハンガリー国立銀行、ロンドンに現地法人を設立

ハンガリー国立銀行は、このほど合併によりハンガリー国際銀行(The Hungarian International Bank Ltd.)をロンドンに設立(8月20日から営業を開始)し、これに伴い、ハンガリー国立銀行ロンドン駐在員事務所を閉鎖した。東欧諸国の国立銀行によるロンドン現地法人の設立はこれがはじめて(注)のことといわれるが、ハンガリー国際銀行の概要は次のとおりと伝えられる。

- (1) 資本金は、100万英ポンド。
 - (2) 出資比率は、ハンガリー国立銀行60%、ハンガリー外国貿易銀行とハンガリー国立貯蓄銀行がそれぞれ15%、ツェントラル・ヴェクセル・ウント・クレジット・バンク(オーストリアの市銀)10%。
 - (3) 業務内容は、ユーロ市場での資金調達および東西貿易関連の融資など。
- (注) ソ連はモスクワ・ナロドヌイ・バンクを1919年に設立。